

## 氷見市移住世帯生活応援金支給実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、氷見市内に転入する者に対し、氷見市移住世帯生活応援金（以下「応援金」という。）を支給することにより、移住しようとする世帯の生活を応援するとともに、定住人口の増加を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 中学生以下の世帯員が1人以上いる世帯
- (2) 新婚世帯 婚姻をした日から1年を経過していない夫婦がいる世帯
- (3) 医療介護保育人材 新たに看護師、介護職又は保育士として、市内の事業所に従事する者及び従事することが決まっている者

(応援金の支給を受けることができる者)

第3条 応援金の支給を受けることができる者は、市外から氷見市への転入者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 子育て世帯に属する者
- (2) 新婚世帯に属する者
- (3) 年齢が30歳に満たない者
- (4) 医療介護保育人材に属する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、支給対象者としない。

- (1) 市内から市外へ転出した日から1年を経過していない者
- (2) 転勤等で住民登録を行った者
- (3) 福祉施設等への入所を目的として住民登録を行った者
- (4) 転入前の市区町村税に滞納がある者
- (5) 過去にこの要綱による応援金の交付を受けている者
- (6) 生活保護費を受給している者

(7) 婚姻に伴う転入であり、夫婦の一方が現に氷見市民（転入した日から2年が経過していない者を除く。）である者

(8) 地域おこし協力隊である者

(9) その他市長が不相当と認めた者

（応援金の金額）

第4条 応援金の金額は、一世帯あたり一律10万円とし、氷見商工会議所が発行する電子地域通貨の引換券をもって支給するものとする。ただし、電子地域通貨の利用が困難であると認められる場合は、地域内商品券の引換券をもって支給することができる。

（支給の申し込み）

第5条 応援金の支給を受けようとする者は、応援金支給申込書に次に掲げる書類を添えて、氷見市に住民登録を行った日から6か月以内に、市長に提出するものとする。

(1) 受給の資格を証明する書類

(2) 応援金の支給申し込みに関する誓約書

(3) 個人情報の取扱いに関する同意書

(4) その他市長が必要と認める書類

（引換券の有効期間）

第6条 引換券の有効期間は、支給を決定した日から当該日の属する月の翌月末までとする。

（応援金の返還）

第7条 市長は、応援金の支給を受けたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、支給を受けた応援金を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めたときは、全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 虚偽又はその他不正な手段により応援金の支給を受けたとき

(2) 応援金の支給を受けた者が、転入から3年以内に転出したとき

(3) 転入から3年以内に支給対象者又はその世帯員が市税を滞納したとき

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、応援金の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後行われた申し込みについて適用する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに市内に転入したものについては、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後行われた申し込みについて適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行し、同日以後行われた申し込みについて適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後行われた申し込みについて適用する。